

(意見書案第1号)

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

現在、ドクターヘリは、全国で36道府県に44機が導入され、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げている。

ドクターヘリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金で運営主体に対し財政支援が図られているが、地域によってドクターヘリの出動件数や飛行距離は異なることから、補助金の算定基準は地域の実態を的確に反映したものとする必要がある。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターヘリの出動件数は、平成25年度には2万件を超え、著しく増加しており、年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう、さらなる精査が必要である。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来すおそれがある。

よって、政府においては、将来にわたってドクターヘリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものとなっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。
- 2 ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士を初めとするドクターヘリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
総務大臣 } 宛
厚生労働大臣 }
国土交通大臣 }